

## 第 8 次水質総量削減の実施について

## 1 制度の概要とこれまでの削減実績

## (1) 水質総量削減制度の概要

ア 水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和55年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。この制度は環境基準達成が目的であるが、急激な削減は困難であるため、実現可能な削減目標値を5年毎に設定して段階的に取り組んできた。

イ 国が定める総量削減基本方針<sup>\*1</sup>に基づき、昭和55年から東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3海域の関係都府県が水質総量削減計画<sup>\*2</sup>を第7次にわたり策定し、総量規制<sup>\*3</sup>を実施している。

ウ 総量規制では、CODについては制度開始当初から、窒素及びりんについては第5次（H12-16）から指定項目となっている。

\* 1：総量削減基本方針（水濁法第4条の2）

環境大臣が指定水域ごとに発生源別及び都府県別の削減目標量、目標年度等の汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるもの。

\* 2：総量削減計画（水濁法第4条の3）

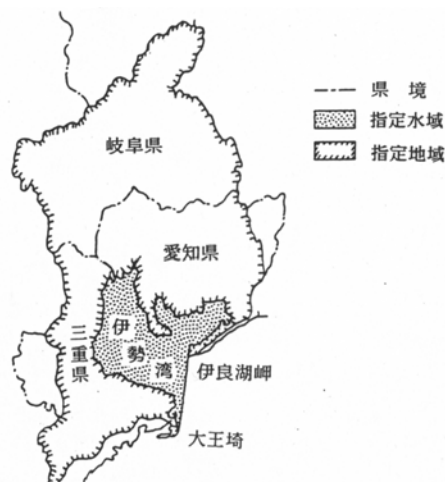
関係都府県知事が総量削減基本方針に基づき、発生源別（生活系、産業系、その他系）の削減目標量、削減方途（業種ごとに定める濃度（C値）の設定等）などを定めるもの。

\* 3：総量規制

指定地域内に存在する日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の指定地域内事業場に対して、C値に排水量を乗じた汚濁負荷量により排出総量を規制する制度。

## 伊勢湾（三河湾を含む。）における指定水域及び指定地域

下図に示すとおり、指定水域は伊良湖岬から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域である。指定地域は、愛知県においては、天竜川水系である北設楽郡の一部と渥美半島の太平洋側の一部を除いて、ほぼ全域が指定地域となっている。



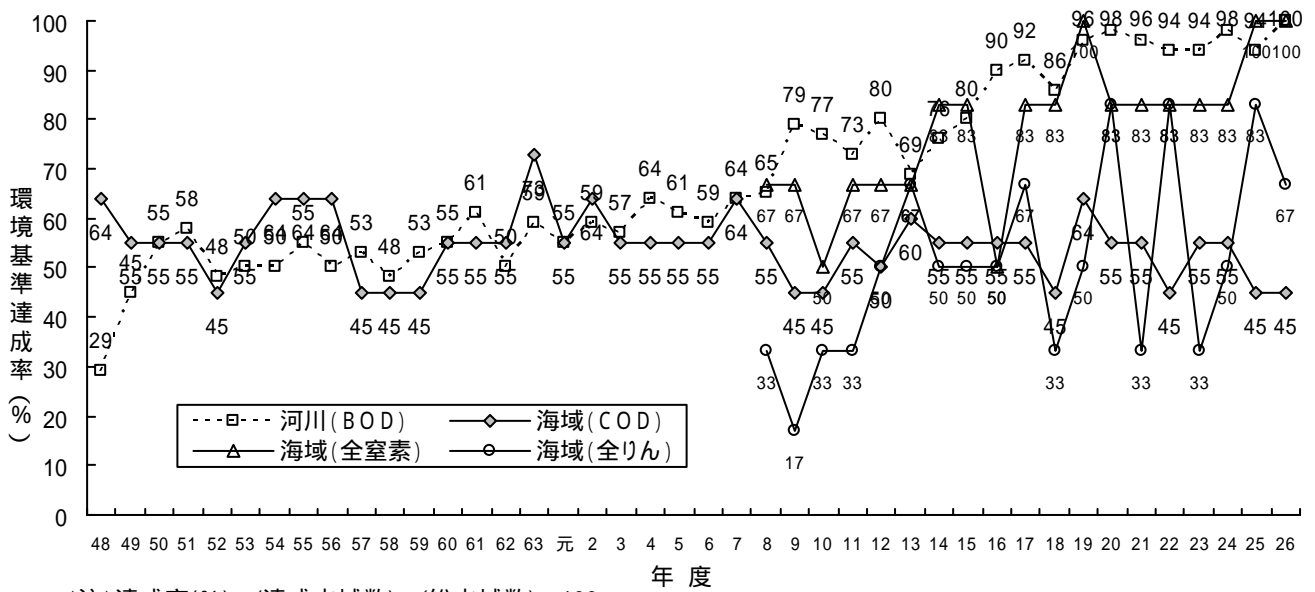


図 河川、海域における環境基準達成率の経年変化

(2) 削減量の実績(愛知県)

6 次にわたる総量削減により、昭和55年度当初から平成21年度までの削減率は、CODについては47.7%、窒素については19.2%、りんについては42.5%である。

負荷量の単位：ト/日

		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	計画策定時からの 総削減量 (総削減率)
総量削減計画 策定年月		S55年 4月	S62年 5月	H3年 3月	H8年 7月	H14年 7月	H19年 6月	H24年 2月	
目標年度		S59	H元	H6	H11	H16	H21	H26	
COD	削減目標	172	163	153	136	122	104	90	82( ) (47.7%)
	負荷量(実績)	163	153	142	127	110	93	82	
	削減量 (削減率)	9 (5.2%)	10 (6.1%)	17 (11.1%)	14 (10.3%)	18 (14.6%)	14 (13.5%)	-	
	削減目標	78	73	70	63	63	62		
窒素	削減目標					78	70	63	15( ) (19.2%)
	負荷量(実績)					73	66	62	
	削減量 (削減率)					8 (10.3%)	7 (10.0%)	-	
りん	削減目標					8.7	6.1	5.0	3.7( ) (42.5%)
	負荷量(実績)					7.6	5.4	4.9	
	削減量 (削減率)					2.6 (29.9%)	1.1 (18.0%)	-	
	削減目標					6.1	5.0	-	

「総削減量(総削減率)」は第6次までの実績による。

## 2 国の第8次水質総量削減制度の方針等

中央環境審議会からの「第8次水質総量削減の在り方について」(平成27年12月答申)において、必要性和対策方針について次のとおり示されている。

### (1) 指定水域における水環境改善の必要性

- ・東京湾及び伊勢湾は、環境基準達成率が低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があると考えられる。
- ・大阪湾は、平成22年度から窒素・リンの環境基準が達成された状況が続いている。一方で、CODの環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生している。このため、窒素・リンの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があると考えられる。
- ・大阪湾を除く瀬戸内海は、水質は他の指定水域と比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当と考えられる。

### (2) 対策の在り方

「きれいで豊かな海」の観点から、総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要とした上で、以下のとおり整理されている。

- ・汚濁負荷削減対策については、水環境改善の必要性を受けて指定水域ごとに必要な各種対策を推進することが必要である。
- ・干潟・藻場の保全・再生等については、水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性にかんがみ、湾・灘ごとなどの実情に応じた総合的な取組を推進していくことが必要である。

## 3 今後のスケジュールについて

今後、国が行う水質総量規制基準の範囲(C値の範囲)の告示、第8次水質総量削減基本方針の策定及び関係都府県への通知を受けて、県は第8次水質総量削減計画と水質総量規制基準の見直し(C値の見直し)の検討を行う必要がある。

